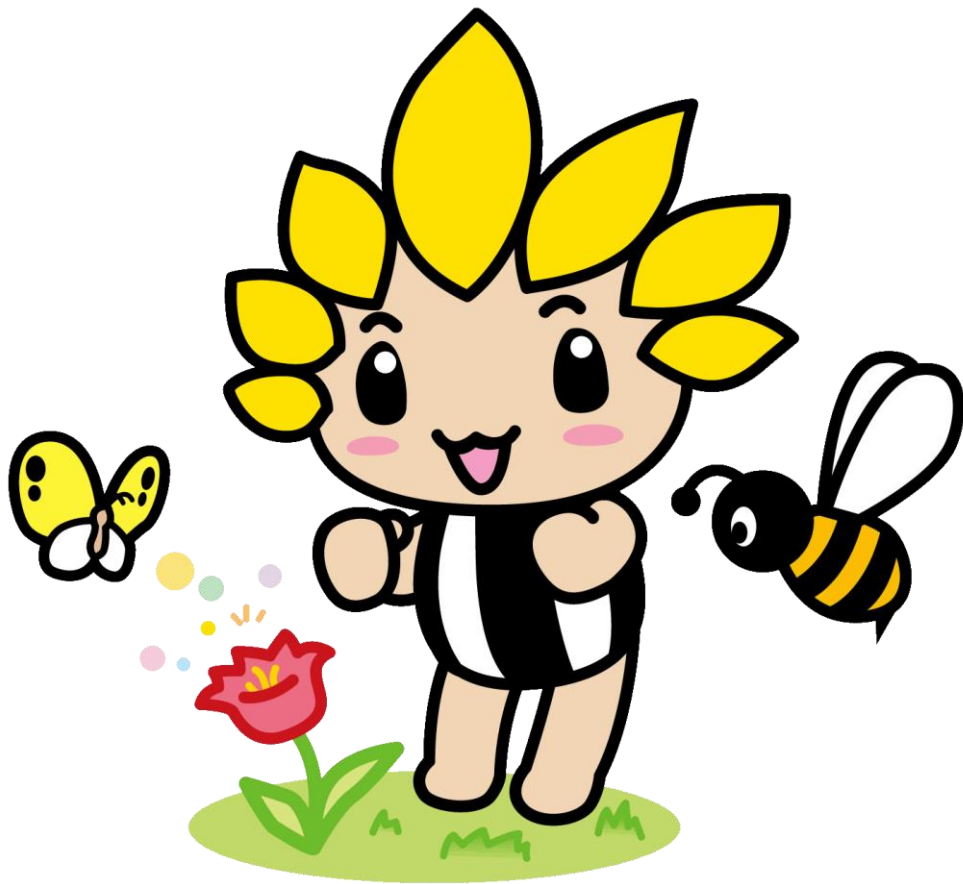


さまりん[®]

座間市マスコットキャラクター

イラスト使用マニュアル



地域プロモーション課

はじめに

座間市マスコットキャラクター「ざまりん」は

座間市のPR

を目的としたキャラクターです。

「ざまりん」のイラストをより多くの方に使用していただくため、要領とマニュアルを作成しました。

ざまりんのキャラクターとしてのイメージを守り、ブランド力をつけるために制限を設けています。イラストを使用する際は、座間市マスコットキャラクター「ざまりん」使用に関する要領と本マニュアルをよく確認してください。

なお、イラスト使用には原則申請が必要ですが、次の場合は申請不要です。

イラスト使用承認不要の特例

- ① 市及び市教育委員会が業務のために使用するとき。
- ② 市立の小学校及び中学校が教育の目的で使用するとき。
- ③ 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- ④ 市及び市教育委員会の共催又は後援の事業で使用するとき。
- ⑤ 著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に規定する私的使用を目的とするとき。
- ⑥ その他市長が適当と認めたとき。

イラスト表記について

- 「ざまりん」のイラストを使用する場合は「**座間市マスコットキャラクター「ざまりん」**」の名称を必ず表記してください。

名称の表記が無いと、どこの、なんという名前のキャラクターなのかが分かりません。

さらに、著作権等が座間市に帰属していることを明確にするために表記します。

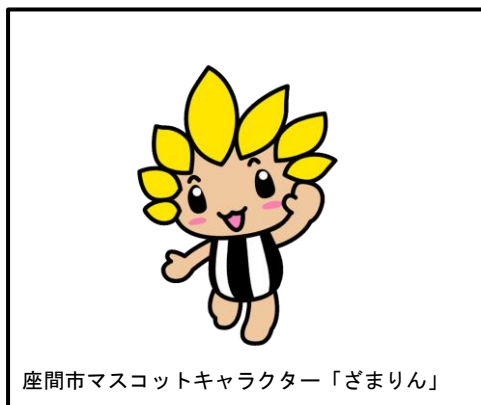
※ざまりんの名称表記がない申請を多く見受けます。名称を表記することは、座間市マスコットキャラクター「ざまりん」使用に関する要領の第8条第4号に定めています。

●表記例



ロゴを使う場合

公式ロゴを使用してください。ホームページからダウンロードできます。



ロゴを使わない場合

Word等でイラストの近くに、表記してください。

吹き出しについて

ざまりんのイメージを損なうため、原則、ざまりんに吹き出しをつけないでください。
吹き出しを付ける際には、座間市マスコットキャラクター「ざまりん」使用に関する要領の第3条の各号のいずれかに該当していないか確認をしてください。

●例

登場予定

ざまりんも
遊びにくるよ☆



○ざまりんの吹き出しにみえない

ざまりんの
おすすめ



×市が公認、支援しているように見える

デザインの改変について

●デザインの改変についても、申請が必要です。

座間市が意図しない、ざまりんのイメージを損なうイラスト使用を避けるためです。
ざまりんのイメージを損なわないよう、要領、マニュアルに則って改変してください。

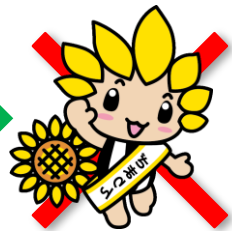
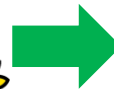
技術的に改変が困難な場合は無理に改変せず、**既存のイラストを使用してください。**

改変例

左右反転させる



○文字やロゴが入っていない場合



×文字が反転してしまう場合

縮尺を変える

縦と横の比率を保ったまま拡大縮小してください。



○そのままの比率



×縦長にする



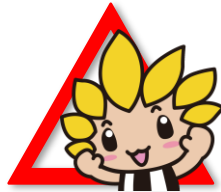
×横長にする

トリミングする

中途半端なトリミングはしないでください。



○顔だけ残したトリミング



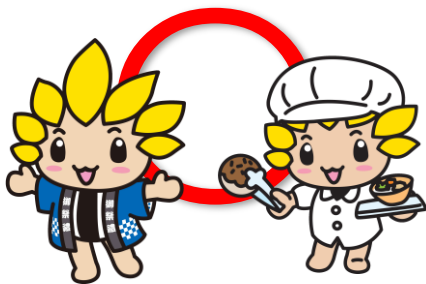
△上半身を残したトリミング



×中途半端なトリミング

帽子や服などを着せる

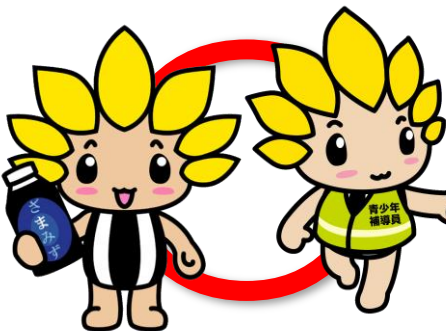
イラストのバランスを考慮し、不自然な改変は避けてください。



×バランスが悪く、不自然な合成

モノを持たせる

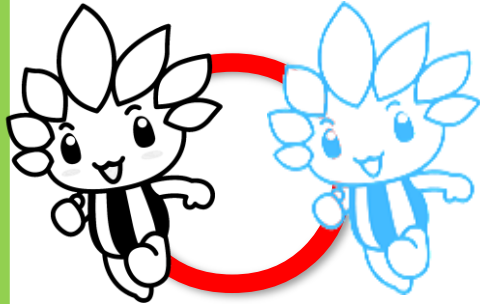
イラストのバランスを考慮し、不自然な改変は避けてください。



×不自然な合成

色を変える

原則、色は変えないでください。



○線画にする。

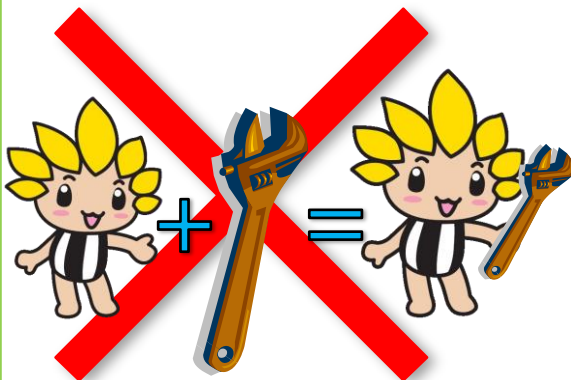


×奇抜な色にする。色を反転させるなど

合成する



注意



×公に使用を許可していない画像を使う

イラストのバランスが取れている合成でも、注意が必要です。

その画像の著作権は確認しましたか？

個人利用以外でも使える素材ですか？

これらを確認せずに無断使用し公開すると**知的財産権を侵害**する可能性があります。

インターネットから画像をダウンロードして合成するときは特に注意してください。

【問い合わせ】

座間市

地域づくり部地域プロモーション課魅力創出係

〒252-8566

神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

TEL 046-252-7961 (直通)

E-mail sisei@city.zama.kanagawa.jp

第1号様式（第4条関係）

座間市マスコットキャラクター「ごまりん」使用承認申請書

記入例

平成23年11月3日

(宛先) 座間市長

住 所 座間市緑ヶ丘一丁目1-1

申 請 者 団体名称 座間市地域プロモーション課

代 表 者 　　ごまりん

次のとおり座間市マスコットキャラクター「ごまりん」の使用を申請します。なお、使用に当たっては、座間市マスコットキャラクター「ごまりん」使用に関する要領を遵守します。

使用目的及び使用方法	缶バッジにごまりんを使用し、販売する。ごまりんを使うことにより、ごまりんと座間市の知名度向上をめざす。
使用物件名	缶バッジ ※1つの申請書につき使用物件は1種類までです
使用期間	平成23年11月13日 ～ 平成25年3月31日 ※使用期間の限度は要領の第6条に記載しています
使用数量	100個
連絡先	担当者： 座間 鈴 電話番号： 046-252-7961
	F A X : 046-255-3550 Eメール： sisei@city.zama.kanagawa.jp
添付資料 (必要に応じて添付)	<ul style="list-style-type: none">・座間市マスコットキャラクター「ごまりん」使用に関する要領を遵守すること。・イラストの下部等適切な位置に「座間市マスコットキャラクターごまりん」又は「©座間市」と表示すること。・前項に従えない場合は、座間市の指示に従うこと。

本申請に当たり、以下について誓約します。

- 1 本申請書その他の提出書類の内容は、全て事実と相違ありません。
- 2 その他定めのない事項については、座間市の指示に従います。

第5号様式（第11条関係）

座間市マスコットキャラクター「ざまりん」基本デザイン改変承認申請書

記入例

平成23年11月3日

(宛先) 座間市長

住 所 座間市緑ヶ丘1-1-1

申請者 団体名称 座間市地域プロモーション課

代 表 者 ざまりん

次のとおり、「ざまりん」の基本デザインを改変したいので、申請します。

改変後のデザイン ※この用紙に記載できない場合は、別紙として添付してください。

改変する理由

〇〇のため

本申請に当たり、以下について誓約します。

- 1 本申請書その他の提出書類の内容は、全て事実と相違ありません。
- 2 その他定めのない事項については、座間市の指示に従います。